

新たな訓練メニューのご提案（住宅用火災警報器の一斉点検）

1 概要

自治会・町内会では、参加者を集め、初期消火訓練（初期消火器具・消火器取扱い等）や救護訓練などの防災訓練を実施していただいているところです。

この度、**新たな訓練メニューとして、「住宅用火災警報器の一斉点検」**をご提案させていただきます。

コロナ禍で集まって訓練をすることが難しい自治会・町内会や防災訓練を初めて実施しようと考えている自治会・町内会でも気軽に組み入れる内容です。また、これまで実施している訓練とあわせて行うことも可能です。

住宅用火災警報器は、火災の発生を早期に知らせしてくれる機器で、いざという時に正常に作動するように点検することが重要です。ぜひ、訓練を企画する際の参考としていただくようお願いいたします。

- ▶ 住宅用火災警報器とは、壁や天井で火災による煙や熱を感知し、音声や警報音により火災発生を知らせるもので、**火災の早期発見に大変有効**です。
- ▶ 住宅用火災警報器の**寿命は約10年**と言われており、**2011年6月の設置義務化から11年が経過**したことから、今後、**設置されている住宅用火災警報器の電池切れや故障等で、気づかぬ間に火災を感知しなくなる**恐れがあります。
- ▶ **住宅用火災警報器がいざというときに適切に作動するように、定期的に点検していただくことが重要**です。

2 訓練内容

- (1) 実施場所：各ご自宅
 - (2) 実施内容：自宅に取り付けられている住宅用火災警報器をご自身で点検
 - (3) 実施日時：各自治会・町内会で日時を決定して一斉に実施（30分程度）
- ※上記は一例であり、地域で工夫しながら実施してください。

3 住宅用火災警報器一斉点検のメリット

- (1) コロナ禍においても「集まらない防災訓練」が実施できる。
- (2) 一斉にならすため、火事と勘違いされない。
- (3) 自宅で訓練に参加できるため、参加者の裾野が広がる。
- (4) 一斉点検を通じて、高齢者等の防火・防災対策の促進につながる。

4 その他

実施方法等については、気軽に消防署にご相談ください。
連絡先：青葉消防署総務・予防課予防係（974-0119）